

武雄市ごみ袋広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武雄市広告掲載取扱要綱に基づき、市長の指定するごみ袋(以下「指定袋」という。)へ民間企業等の広告を掲載する場合における、必要事項について定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、武雄市指定ごみ袋とし、掲載箇所は募集要領により定める。また、広告掲載枚数は武雄市が1会計年度の予算で作成するごみ袋の枚数とする。

(広告の種類及び範囲)

第3条 武雄市広告掲載取扱要綱第3条に該当するもの及び武雄市指定ごみ袋店頭販売店は除く。

(掲載内容)

第4条 掲載することができる広告の内容は、次のとおりとする。

- (1) 店舗、企業等の名称
- (2) 連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス)
- (3) その他市長が認めるもの

(広告の規格)

第5条 広告の規格については、360mm.×60mm.とし、広告掲載位置は別紙1のとおりとする。

2 掲載する広告は単色刷りとし、色は市長が定めるものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、公募により行う。

2 公募は、市のホームページ及び市広報紙に募集要領を掲載し、インターネットオークションの方式により行うものとする。

(広告主の仮決定)

第7条 前条第2項の方式により応募された落札者を掲載参加資格者とする。

2 前項により決定された掲載参加資格者に対し、決定通知書(様式1号)を送付するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 前条による掲載参加資格者は、募集要領に従い次の各号に定める内容を記載した申込書(様式第2号)を市長へ提出しなければならない。

- (1) 広告掲載者の名称及び代表者職氏名、所在地、連絡先
- (2) 広告の内容及び仕様
- (3) 証明書(企業等の所在を証する書面、法人登記簿の写)

(4) その他市長が必要と認めるもの

(広告掲載可否の審査及び決定)

第 9 条 広告掲載の申し込みがあったときは、広告内容について審査し、広告掲載の可否について決定する。

2 市長は、広告掲載の可否の決定を行った場合は、その結果を速やかに申込者に連絡しなければならない。

(広告掲載料)

第 10 条 広告主は、前条の掲載内容の協議が完了した場合、広告掲載料を速やかに市長へ支払うものとする。

(広告の掲載期間)

第 11 条 広告を掲載する期間は、ごみ袋を使い切るまでとする。

(広告の作成)

第 12 条 掲載内容は、広告主、市長で協議を行い、広告の印刷は、市長が行う。

(広告掲載の中止及び変更)

第 13 条 広告の掲載を中止する場合は、広告主は速やかに市長へ届出るものとする。

2 広告主は、掲載の内容を変更する場合は、印刷を行う前に届出を行う。その場合印刷がすでに着手又は完了している場合、変更は認められない。

3 前項の記載内容の変更により生じる経費については、広告主の負担とする。

(広告内容等の修正)

第 14 条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令等(武雄市広告掲載取扱要綱等を含む)に違反している、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第 15 条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、使用許可を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付が無いとき。

(2) 第 13 条の規定による広告内容の修正を広告主が行わないとき。

(3) 広告内容等が、各種法令またはこの要領に違反している。あるいはそのおそれがあるときで、第 13 条の規定によっても解消されないとき。

(4) その他広告掲載を継続することが適切でないときと市長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第 16 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができない。

(広告掲載料の返還)

第 17 条 広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載を取り消した場合は納付済みの広告掲載料を還付する。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする

(その他)

第19条 この要領に定めるほか、広告の掲載に関し必要な事項は、広告主と市長で協議する。

附 則

この要領は、平成19年1月22日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条第 2 項関係)

番 号
平成 年 月 日

様

市 長 名

武雄市ごみ袋広告掲載参加資格決定のお知らせ

平成 年 月 日付けで応募されました市封筒広告掲載については、武雄市ごみ袋広告掲載要領第 6 条の規定により、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、別添武雄市ごみ袋広告掲載申込書へ必要事項等を記入のうえ下記期限までに提出をお願いいたします。

記

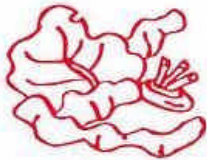
- 1 . 広告掲載料 ¥ 円
- 2 . 申込み期限 平成 年 月 日

もえるごみ (35^{リットル}トル)



地区名	
氏名	

生ごみ (必ず水切りをして下さい。)



台所ごみ

紙くず



野菜



果物

木くず・皮



再生のきかない紙くず



アルミニウムが使ってあるバック類



木切れ・落ち葉

ごみ処理には多額の費用がかかっています。
皆さんの適正分別・資源化により減量をお願いします。



取扱上の注意

- 警告：●この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。幼児や子供の手の届かないところに保管してください。
- 注意：●鋭利のあるものをいれると材質上破れることがありますのでご注意ください。
- 可燃物ですので火のそばに置かないでください。
- 摩擦により衣類に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。
- 片方のグリップだけで持ち上げると破損する場合があります。

ごみの^{リサイクル}分別・再使用・再利用の推進
武雄市

武雄市ごみ袋広告掲載申込書

武雄市長 様

ごみ袋への広告掲載を次のとおり申し込みます。

広告 掲載 申込 者	広告仮 決定者	〒 - 住 所			
		氏 名 ㊞			
	会社名・法人名		業 種		
	代 表 者 職 名		氏 名		
	連絡先	電話番号			
		FAX 番号			
Eメール					
広告掲載内容 (広告原稿がある場合は、添付して下さい。)		広告案(別添でも可)			
その他		申し込みにあたっては、武雄市広告掲載取扱要綱、武雄市封筒広告掲載要領、武雄市封筒広告掲載基準の内容を遵守します。			
添付書類		企業の所在を証する証明書(商業登記簿謄本等)・会社概要・参加資格決定書			

